

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	四国財務局長
【氏名又は名称】	北村 精男
【住所又は本店所在地】	高知県香南市
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年5月31日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社技研製作所
証券コード	6289
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	北村 精男
住所又は本店所在地	高知県香南市
事務上の連絡先及び担当者名	DT弁護士法人 大倉 徹也
電話番号	070-3876-6638

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社北村興産
住所又は本店所在地	高知県香南市赤岡町2233番地
事務上の連絡先及び担当者名	DT弁護士法人 大倉 徹也
電話番号	070-3876-6638

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	北村 知佐子
住所又は本店所在地	高知県香南市
事務上の連絡先及び担当者名	DT弁護士法人 大倉 徹也
電話番号	070-3876-6638

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.22
訂正される報告書の報告義務発生日	2022年9月30日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和2年6月19日付で、株式会社みずほ銀行に対して資金借入の金銭消費貸借契約の担保として、提出者が保有する当該株式600,000株を提供しています。
令和4年9月29日付けにて、みずほ証券株式会社との間で、当社保有の普通株式の内2,200,000株について令和4年11月25日を期限とする株式貸借取引に関する契約を締結しました。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者の取引金融機関である四国銀行および高知銀行からの借入金の債務の担保として、提出者が保有する株式会社技研製作所株式を、四国銀行および高知銀行にそれぞれ1,000,000株ずつ、担保として平成28年3月10日付で差し入れております。令和2年6月19日付で、株式会社みずほ銀行に対して資金借入の金銭消費貸借契約の担保として、提出者が保有する当該株式600,000株を提供しています。令和4年9月29日付けにて、みずほ証券株式会社との間で、当社保有の普通株式の内2,200,000株について令和4年11月25日を期限とする株式貸借取引に関する契約を締結しました。